

規 則 改 正 案 文 一 覧

～ 目 次 ～

I 東京都人事委員会規則の一部改正

- 1 職員の試験及び選考に関する規則の一部を改正する規則（2頁）
- 2 職員の条件附採用の期間の延長に関する規則の一部を改正する規則（3頁）
- 3 職員の臨時的任用に関する規則の一部を改正する規則（5頁）

職員試験及び選考に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十年十二月二十七日

東京都人事委員会

●東京都人事委員会規則第五号

職員試験及び選考に関する規則の一部を改正する規則

職員試験及び選考に関する規則（昭和二十八年東京都人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「昭和二十五年法律第二百六十一号」の下に「。以下「法」という。」を加える。

第二条第九号中「前八号」を「前各号」に改め、同号を同条第十号とし、同条第八号の次に次の一号を加える。

九 法第二十二條の二第一項第一号に掲げる会計年度任用職員の職

附 則

この規則は、平成三十二年四月一日から施行する。

職員の条件付採用の期間の延長に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十年十二月二十七日

東京都人事委員会

●東京都人事委員会規則第六号

職員の条件付採用の期間の延長に関する規則の一部を改正する規則

職員の条件付採用の期間の延長に関する規則（昭和二十八年東京都人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

職員の条件付採用の期間の延長に関する規則

第一条中「昭和二十五年法律第二百六十一号」の下に「。以下「法」という。」を加え、「及び第二十二條第一項」を「、第二十二條及び第二十二條の二第七項」に、「基き」を「基づき」に、「条件付採用」を「条件付採用」に改める。

第二条の見出し中「条件付採用」を「条件付採用」に改め、同条第一項中「条件付採用」を「条件付採用」に、「こえる」を「超える」に改め、同条第二項中「条件付採用」を「条件付採用」に、「終る」を「終わる」に改め、同条に次の一項を加える。

3 法第二十二條の二第一項第一号に掲げる会計年度任用職員に対する第一項の規定の適用については、同項中「六月間」とあるのは「一月間」と、「九十日」とあるのは「十五日」と、「条件付採用の期間の開始後一年」とあるのは「当該職員の任期」とする。

附 則

この規則は、平成三十二年四月一日から施行する。

職員の臨時的任用に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十年十二月二十七日

東京都人事委員会

●東京都人事委員会規則第七号

職員の臨時的任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の臨時的任用に関する規則（昭和二十八年東京都人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十二條第二項」を「第二十二條の三第一項」に改める。

第二条中「任命権者は、」の下に「常時勤務を要する職に欠員を生じた場合において、」を加え、「おいては」を「該当するときは」に改める。

第三条中「こえない」を「超えない」に改める。

附 則

この規則は、平成三十二年四月一日から施行する。